

II 基本的な考え方

1 基本方針

発達障害者支援法の理念を踏まえて、発達障害児・者及びその家族が個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、発達障害児・者の自立及び社会参加のため、その生活全般にわたる支援を行い、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現と社会的障壁の除去に取り組みます。

発達障害者支援法（平成 28 年 8 月 1 日施行）第二条の二（基本理念）

発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

2 施策の方向性

（1）目指すべき姿

- 発達障害児・者及びその家族がライフステージを通じて、自立及び社会参加等の生活全般にわたり、個々の特性に応じた支援を切れ目なく受けることができる。
- 発達障害の支援を担当する医療、保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関が連携、協力する体制が構築されている。

（2）取組の方向性

この事業指針では、「目指すべき姿」の達成に向けて、次の取組を行います。

- ① 支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援
 - 乳幼児期、学齢期、成人期の各ライフステージにおける支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの将来の自立に向けた早期支援体制の構築
- ② 個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援
 - 当事者及びその家族の身近な場所における個々の特性（性別、年齢、障害の状態及び生活実態等）に応じた継続的で切れ目のない相談支援体制の確立
 - 発達障害の個々の特性に対応できる医療支援体制及び災害時の支援体制の確立
- ③ 権利擁護等の支援の促進
 - 当事者の権利擁護や司法手続きにおける配慮等の支援体制の確立
- ④ 家族等を含めたトータルな継続した支援
 - 肉体的・精神的な負担が大きい家族に対するトータルな継続的な支援体制の確立
 - 周囲の関係者に対する相談支援体制の確立
- ⑤ 発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援
 - 県民による発達障害の理解の促進、様々な場を通じた継続的な普及啓発の推進
 - 発達障害児・者の社会参加への協力・支援体制の確立
- ⑥ 専門的知識を有する人材の養成
 - 専門的な知識を有する人材を養成するための研修体制の確立

(3) 発達障害者支援法の改正に対応した取組の推進

この事業指針では、平成28年8月の発達障害者支援法の改正内容を踏まえて、平成22年に作成した「広島県の発達障害児（者）支援のあるべき姿と県としての事業指針及び今後の取組みについて」を見直すとともに、新たな取組の方向性を追加しました。

改正前	
I 支援のあるべき姿	
II 事業指針	
III 事業指針に沿った今後の取組み	
1 支援ニーズの早期把握と早期支援	
(1) 支援ニーズの早期把握	
①乳幼児期の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半、3歳児健診におけるスクリーニングの強化 ・保育士、幼稚園教諭の現場における気づきの強化 ・子育て支援の中での気づきの強化
②学齢期の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における気づきの強化
③成人期の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・職場以外での気づきの強化 ・職場における気づきの強化
④ライフステージ共通の気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気づきの強化 ・医療機関の気づきの強化
(2) 支援ニーズに気づいた段階からの支援	
①乳幼児期からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳半、3歳児健診後の支援 ・療育支援 ・保護者の障害受容の促進
②学齢期からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備 ・教員の専門性向上 ・職業的自立の促進
③成人期からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた支援 ・既に就労している場合の定着支援等 ・生活支援
④ライフステージ共通の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・医療支援
2 当事者の立場に立った継続的で柔軟かつきめ細やかな支援	
①個別支援計画の策定・実行	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援体制の構築
②ライフステージを通じた支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・支援間のつながりの強化
3 家族を含めたトータルな支援	
①ライフステージ共通の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の精神的負担の軽減
②学齢期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校外の居場所の確保 ・普及啓発
4 地域社会による支援	
①一般県民の障害理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な普及啓発 ・地域社会での受容の促進
②行政機関等に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施、パンフレットの利用

改正後	
I 事業指針について	
II 基本的な考え方	
III 今後の取組の方向性	
1 支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援	
(1) 幼児期の支援	
ア乳幼児期における支援ニーズの気づき	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援の中での気づきの強化 2 保育所、幼稚園等の現場における気づきの強化 3 乳幼児健診における気づきの強化 4 早期把握・早期支援のための医療支援体制の充実
イ乳幼児期からの早期支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児健診後の支援の強化 2 保育所等における療育支援の強化【新】 3 障害児居場所確保における療育支援の強化【新】 4 子どもの特性、支援ニーズに「気づく・理解する」への支援の充実 5 学齢期への支援連携体制の強化【新】
(2) 学齢期・教育の支援	
学齢期における支援ニーズの気づきと特別支援教育支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校における気づきの強化 2 特別教育支援体制の充実 3 教員の専門性の向上 4 職業的自立の促進 5 学校外の居場所の確保・療育支援の充実 6 保護者への啓発 7 高等学校以降の教育支援体制の充実【新】 8 乳幼児期からの継続した支援体制の構築
(3) 成人期・就労等の支援	
ア成人期の支援ニーズの気づきから早期支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 成人期の支援ニーズの気づきの強化 2 職場における気づきの強化
イ就労支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労に向けた支援体制の充実 2 就労定着のための支援体制の整備 3 就労支援者の専門性の向上【新】 4 就労支援関係機関等の連携強化【新】
ウ成人期の生活支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援の充実
2 個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援	
(1) 相談支援体制の充実	
相談支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 身近な地域における相談支援の充実 2 専門的・広域的な相談支援体制の充実
(2) 医療支援体制の構築	
医療支援体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害の診療を行う医療機関の確保 2 発達障害の医療支援体制の充実
(3) 災害時の発達障害児・者への支援の強化【新】	
災害時の発達障害児・者への支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の発達障害児・者へ支援の強化【新】
(4) ライフステージを通じた支援の継続	
ライフステージを通じた支援の継続	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援間のつながりの強化
3 権利擁護等の支援の強化【新】	
権利擁護等の支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護の支援【新】 2 司法手続き等の配慮の促進【新】
4 家族等を含めたトータルな継続した支援	
ア家族支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族に対する生活支援の充実 2 療育支援・家族支援体制の充実【新】
イ関係者や支援者に対する支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係者や支援者に対する支援の充実【新】
5 発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援	
ア発達障害に関する理解の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民の障害理解の促進、様々な場を通じた継続的な普及啓発
イ地域社会の支援の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害児・者の社会参加への協力、支援強化
6 専門的知識を有する人材の養成	
専門的知識を有する人材の養成	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門的知識を有する人材の養成